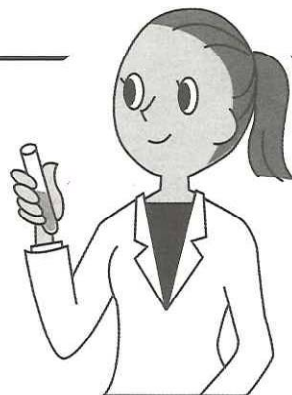


浄化槽法定検査 の お知らせ



地球をめぐり続ける水を
キレイなままで自然に
返してあげましょう。

吉野川市鴨島町全域浄化槽一斉検査

- 実施目的** 先般実施いたしました浄化槽設置等の調査に引き続き、浄化槽の水質検査を実施致します。
この検査は、浄化槽法に基づき、浄化槽の放流水による公共水域の汚濁を防止するために実施するもので、浄化槽を設置している場合は検査の対象となり、浄化槽法第11条により必ず年1回受検しなければならないこととされております。
- 対象地域** 吉野川市鴨島町全域
(吉野川市の他の地域も順次実施いたします)
- 実施期間** 平成22年9月21日(火)～平成22年9月30日(木)
(土曜・日曜・祝日を除く)
- 検査対象** 浄化槽を設置している住宅・施設等で平成21年度検査を未受検の方
(公共下水道・団地等の集中処理に接続している住宅・施設を除く)
- 検査申込** 今回検査の対象となっている浄化槽設置者の方には、(社)徳島県環境技術センターより郵送にて、検査予定日等をご案内いたしますので、同封されているハガキまたは電話・FAXによりお申し込みください。

この検査は、設置されている浄化槽が適正に管理され、放流している水質が国が定めた基準どおりに処理できているかを、水質検査(主としてBOD検査)を中心として実施するものであり、あなたが業者に保守点検や清掃を委託し実施している場合であっても、それとは別に受検することが定められています。

徳島県では、(社)徳島県環境技術センターが県知事指定検査機関として、この検査を行っております。



水質検査を受検しないと、どのような水が放流されているかわかりません。浄化槽が機能してなくて、河川を汚濁する原因になっていることがあります。

水質検査料	
規模	検査料
5～10人槽	5,000円
11～20人槽	7,000円
21～50人槽	8,000円
51～500人槽	12,000円
501人槽以上	17,000円

水質検査は年1回の、浄化槽の健康診断です。
平成18年2月1日付けの浄化槽法の改正により
未受検者に対する罰則規定が設けられています。

関係行政機関

徳島県県民環境部環境整備課 ゴミゼロ推進室 TEL 088-621-2279
9017
東部保健福祉局(吉野川保健所)生活衛生担当 TEL 0883-36-~~2016~~
吉野川市市民部環境局環境企画課 環境衛生係 TEL 0883-22-2230

検査・調査に対するお問い合わせ先

検査機関

(社)徳島県環境技術センター TEL 088-636-1234(代)
(お客様相談室) TEL 088-636-1177
FAX TEL 088-636-1177
〒770-8001 徳島市津田海岸町2番33号